平成２５年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台２丁目16番24号
債務者　中田恵美子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
京都府宇治市大久保町南ノ口64番地の５
債務者　倉橋睦晴こと　倉橋むつ晴
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
京都府宇治市大久保町南ノ口64番地の５
債務者　倉橋　茂子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目20―３
債務者　永吉一二三
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　竹彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2791番地１
コーポリケイユ101
債務者　新澤　　剛
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　養毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2791番地１
コーポリケイユ101
債務者　新澤久美子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　養毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目18番23号
債務者　新澤　フク
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　養毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
石川県かほく市高松ツ11番地
債務者　長柄不動産こと　長柄　　孟
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横見　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１００９号
横浜市神奈川区青木町２番地１　シーアイマンション神奈川809号
債務者　笹谷　栄壽
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前57番地１
サンライズ福塚103号
債務者　青木　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　澄人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１０７号
愛知県豊橋市平川本町１丁目15番地４　305
債務者　妹尾　寿幸
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６９号
長崎県諫早市小野町520番地44
債務者　垣内　亜矢（旧姓外尾）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　敬英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８２２号
名古屋市中川区東春田２丁目229番地
債務者　夏目　律子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２１号
埼玉県飯能市大字坂石町分208番地１
債務者　紫藤　　功
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９１号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目13番404号
債務者　徳田　義夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３６号
神奈川県小田原市久野3758番地の３、住民票上の住所神奈川県小田原市久野3758番地の２
債務者　宮本　優子（旧姓永松）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５１号
神奈川県小田原市柳新田77番地　広貴商事103号
債務者　今野　良幸
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部